

様式第30号(第11条関係)

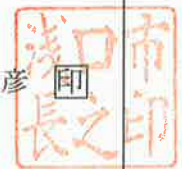
浅口市告示第122号

公 告

次の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明なので、
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、公告の書類は、生活環境部税務課で保管しているので、申し出てくだされば交付
します。

浅口市長 栗山 康彦



令和8年9月11日

送達すべき書類	年度	氏名・名称	備考
	期別		
地方税法第371条に 基づく書類	令和8	稲田 美穂	
	2期		
地方税法第371条に 基づく書類	令和8	井上 誠四郎(井上 春江 分)	
	2期		
地方税法第371条に 基づく書類	令和8	株式会社 ジェイシス	
	2期		